

仕様書

1. 業務委託名

第 75 回（令和 7 年度）北河内地区駅伝競走大会運営業務委託

2. 概要

本仕様書は、発注者（以下「甲」という。）が主体となって実施する第 75 回北河内地区駅伝競走大会運営業務（以下「本業務」という。）について、受注者（以下「乙」という。）に委託する上で必要な事項を示したものである。

3. 第 75 回（令和 7 年度）北河内地区駅伝競走大会について

（1）実施主体

担当：守口市（令和 7 年度）

共催：北河内体育振興会（北河内 7 市体育協会・連盟）、門真市・寝屋川市・枚方市・大東市・交野市・四條畷市教育委員会・守口市

（2）開催予定日

令和 8（2026）年 2 月 1 日（日）

※小雨決行

（3）開催場所

淀川左岸河川管理用道路（河川公園枚方地区起点周回コース）

（淀川河川公園 枚方～伊加賀野草地区）

（4）部門

ジュニア男子・女子の部、一般男子・女子の部

（5）参加予定者数

200 人

（6）大会当日スケジュール予定

①準備時間

- ・午前 8 時 00 分までに完了させること。

②開催時間

- ・午前 8 時 00 分～役員受付、午前 8 時 30 分～チーム受付
- ・開会（午前 9 時 30 分）
- ・スタート（午前 10 時）～ゴール（正午）
- ・表彰式準備（正午～午後 0 時 30 分）
- ・表彰式（午後 0 時 30 分～午後 1 時）

③撤収時間 閉会式終了後（午後 1 時～午後 2 時）

4. 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

5. 本業務について

（1）内容

大会当日の会場設営に関する業務別紙1のとおり

○当日の搬出入場所については、別紙2のとおり

場所：河川公園枚方地区アクアシアター上周辺

ア）本部等の設営（テント等の搬出入・撤去を含む）

- ・必要な機材については別紙3のとおり

テント5張（大会本部用1張、来賓控え用1張、本部記録用1張、男・女子更衣室…各1張）、机・パイプイス等

- ・テント等の詳細な設置場所については別途指示あり

イ）大会運営に必要な機材（公益社団法人枚方市スポーツ協会より）の事前借用、搬入・設置・搬出・返却

- ・別紙4 借用・返却先：昌栄工務店ひらかた渚体育館（枚方市立渚市民体育館）（住所：枚方市渚西3-26-10）

※借用日・返却日については別途指示あり

※充電が事前に必要な機材については、別途指示あり

○事前借用のため、仮置き場の確保が必要

- ・カラーコーン・コーンバーの詳細な設置場所については別途指示あり

ウ）その他必要な機材の借用・搬入・搬出・返却

- ・別紙5 事前借用、搬入・搬出・返却

※借用・返却先 寝屋川市・大東市・四條畷市・交野市内

※借用先、借用日・返却日については別途指示あり

※充電が事前に必要な機材については、別途指示あり

○事前借用が必要な場合、仮置き場の確保が必要

6. その他

（1）人員について

①必要機材の借用・搬入・設置・搬出・返却については、総括人員、担当人員等必要な人員を効率的に配置し、本業務が滞りなく遂行できるよう、配置すること。なお、必要に応じて作業人数等は甲と協議し、円滑な業務遂行に支障がないようにするものとする。また、作業人数等の増により、本業務の契約金額を増額することはない。

②乙は、事業計画書、実施管理責任者及び各業務担当者一覧表、運営マニュアル、その他甲が必要に応じて指定する書類を作成、提出し承諾を得るものとする。

③業務報告

ア) 業務進捗状況報告

乙は、「5 本業務」について、進捗状況を報告すること（任意様式）

イ) 業務完了届

乙は、本業務の完了後、業務完了届を提出すること。

納品場所：守口市 市民生活部 生涯学習・スポーツ振興課

納期：令和8年2月27日（金）

7. 留意事項

- (1) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、甲が乙に提供又は貸与する物品等は別途指示する。
- (3) 上記(2)及び公益財団法人枚方市スポーツ協会・寝屋川市・大東市・四條畷市・交野市より事前借用・搬入・設置・撤去・返却にあたっては、機材等に破損、汚損等がないようにその取り扱いには十分注意すること。乙の責任に帰すべき事由により機材の損傷または滅失したときは、甲と協議の上、その損害を賠償すること。
- (4) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (5) 個人情報が含まれる書類を甲乙間で受け渡しする際は、乙が作成する受け渡し記録簿（任意様式）に記録の上、甲乙立ち会いのもと、受け渡しすることとする。
- (6) 本業務の遂行に必要な経費は契約金に含まれるものとし、甲は契約金以外の費用を負担しない。
- (7) 本業務中に知り得た情報は、適切に保管し、また、甲の許可なく他に漏らしてはならない。
- (8) 本業務を実施するにあたり、乙は甲と綿密な協議を行ったうえで、甲の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等、不明な事項は、その都度甲と乙が協議の上、決定するものとする。